

尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務公募型プロポーザル方式 技術提案書評価基準

別表1 技術提案書を選定するための評価基準【第1次審査】

評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点	評価				様式	
					A	B	C	失格		
事務所の体制	技術者数		単独企業及び共同企業体に所属する全ての構成員の技術者数を評価する。	10点	3名 10点	2名 7点	1名 4点	—	様式-2	
	同種業務の実績		単独企業及び共同企業体が平成26年度以降から本プロポーザルの公告日までに受託し完了した同種業務の実績により評価する。 ○ 同種業務：体育館、公民館、集会所及び図書館の新築、増築又は改築に係る実施設計であって、その延べ面積が2,500㎡以上の業務 ○ 類似業務：体育館、公民館、集会所及び図書館の新築、増築又は改築に係る基本設計であって、その延べ面積が1,500㎡以上の業務 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	10点	3件 同種業務 10点 類似業務 6点	2件 6点 4点	1件 3点 2点	—	様式-6	
	過去の受賞実績		単独企業及び共同企業体が平成26年度以降から本プロポーザルの公告日までに受託し完了した業務であって、建築士事務所としての受賞歴により評価する。 受賞実績1：体育館、公民館集会所及び図書館の実施設計であって、その延べ面積が2,500㎡以上の業務 受賞実績2：体育館、公民館集会所及び図書館の実施設計であって、その延べ面積が1,500㎡以上2,500㎡未満の業務 受賞実績3：受賞実績1及び受賞実績2以外の基本設計又は実施設計業務 なお、受賞実績がない場合は0点とする。	10点	受賞実績1 10点	受賞実績2 6点	受賞実績3 2点	—		
配置予定技術者	資格要件	技術者資格	一級建築士の資格を必須とする。	—	—	—	—	一級建築士の資格を有しない場合	様式-7	
		技術者資格	—	—	—	—	—			
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間に完了した業務の実績	同種業務A(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	8点	3件 8点	2件 5点	1件 2点		—
			同種業務B(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	6点	3件 6点	2件 3点	1件 1点	—		
専任制	手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	2点	3件以下 2点	4件~6件 1点	7件以上 0点	—			
				—	—	—	—			
配置予定技術者	資格要件	技術者資格	一級建築士の資格を必須とする。	—	—	—	—	一級建築士の資格を有しない場合	様式-8	
		技術者資格	—	—	—	—	—			
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間に完了した業務の実績	同種業務A(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	8点	3件 8点	2件 5点	1件 2点		—
			同種業務B(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	6点	3件 6点	2件 3点	1件 1点	—		
専任制	手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	2点	3件以下 2点	4件~6件 1点	7件以上 0点	—			
				—	—	—	—			
配置予定技術者	資格要件	技術者資格	構造設計一級建築士の資格を必須とする。	—	—	—	—	構造設計一級建築士の資格を有しない場合	様式-9	
		技術者資格	—	—	—	—	—			
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間に完了した業務の実績	同種業務A(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	8点	3件 8点	2件 5点	1件 2点		—
			同種業務B(実施設計)の実績の件数により評価する。 なお、記載する業務実績数は3件を上限とする。ただし、実績がない場合は0点とする。	6点	3件 6点	2件 3点	1件 1点	—		
専任制	手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	4点	3件 4点	2件 2点	1件 1点	—			
				—	—	—	—			

	専任制	手持ち業務件数	手持ち業務件数によって評価する。	2点	3件以下 2点	4件～6件 1点	7件以上 0点	—	
見積書	業務コスト		見積価格が安価な場合に優位に評価する。	10点	見積価格に応じて下記の算定式により評価点を算定する。 $\text{評価点} = \text{配点} \times \frac{(\text{予算額} - \text{提案者見積価格})}{(\text{予算額} - \text{最低見積価格})}$ 【評価点は、小数点以下第3位切り捨てとする。】			技術提案要請事項書 4.3) 見積書の項による	A4版 任意様式

注：第1次審査において評価結果の得点が同点の場合は、
「見積書」→「管理技術者」→「構造主任技術者」→「意匠主任技術者」→「事務所の体制等」の順に評価点が高い者を選定する。

別表2 技術提案書を採用するための評価基準【第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等）】

評価項目	評価の着眼点	評価基準	配点	評価						様式
				A (極めて優れる)	B (良好)	C (普通)	D (やや不十分)	E (不十分)	失格	
実施方針・実施フロー	業務の理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	8点							様式-12
	実施手順	実施手順の妥当性及び業務量把握の妥当性が高い場合に優位に評価する。	6点							
	その他重要事項	「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事の設計概要」の(5)実施設計業務の要件が適切になされていること。	6点							
技術提案	特定テーマ①	技術力、的確性、実現性及び独創性	25点	配点×100%	配点×80%	配点×60%	配点×40%	配点×20%	提出(提案)がない場合	様式-13-1
	特定テーマ②	技術力、的確性、実現性及び独創性	30点							様式-13-2
	特定テーマ③	技術力、的確性、実現性及び独創性	10点							様式-13-3
ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	5点						管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者のいずれかが出席しない場合	
	取組意欲	業務への取組意欲	5点							
	説明能力	質問に対する応答性	5点							

注：同点の場合は、「業務内容に対する技術提案・特定テーマ①」の評価点が高い者を採用する。
以下同様に、「業務内容に対する技術提案・特定テーマ②」→「業務内容に対する技術提案・特定テーマ③」→「ヒアリング・専門技術力」→「ヒアリング・取組意欲」→「ヒアリング・説明能力」の順に評価点が高い者を採用する。